

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 7

処 分 名	家賃の減免又は徴収猶予																			
処 分 の 概 要	家賃の減免や徴収猶予を決定する。																			
根 拠 法 令 名	松山市営住宅管理条例(平成9年条例第28号)																			
条 項	第16条																			
所 管 課	住宅課																			
経由機関での処理期間	なし																			
所管課での処理期間	5日																			
標準処理期間	計	5日																		
審査基準	<p>松山市営住宅管理条例第16条に該当する場合で、松山市営住宅家賃及び敷金の減免取扱要領第2条に定める基準に適合すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p><b>松山市営住宅管理条例</b></p> <p>(家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第16条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。</p> <p>(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(4) その他前3号に準じる特別の事情があるとき。</p> <p><b>松山市営住宅家賃及び敷金の減免取扱要領</b></p> <p>(家賃の一般減免の対象及び基準)</p> <p>第2条 家賃の一般減免の対象及び減免基準は次のとおりとする。ただし、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者で、当該災害の発生した日から起算して3年を経過しないもののうち、家賃の支払いが困難と認められる者(以下「被災者」という。)の減免率は100%とする。</p> <p>減免対象減免基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">減免対象</th> <th colspan="2">減 免 基 準</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>住宅扶助費を超える額</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民税</td> <td>家賃のうち5,000円以下の額</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>〃 5,000円を超え15,000円以下の額</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非課税世帯</td> <td>〃 15,000円を超え20,000円以下の額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>〃 20,000円を超える額</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 減免額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げする。</p>		減免対象	減 免 基 準		区 分	減免率	生活保護世帯	住宅扶助費を超える額	100%	市民税	家賃のうち5,000円以下の額	30%	〃 5,000円を超え15,000円以下の額	35%	非課税世帯	〃 15,000円を超え20,000円以下の額	40%	〃 20,000円を超える額	45%
減免対象	減 免 基 準																			
	区 分	減免率																		
生活保護世帯	住宅扶助費を超える額	100%																		
市民税	家賃のうち5,000円以下の額	30%																		
	〃 5,000円を超え15,000円以下の額	35%																		
非課税世帯	〃 15,000円を超え20,000円以下の額	40%																		
	〃 20,000円を超える額	45%																		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

(家賃の特別減免の対象及び減免額)

第3条 市長は、家賃の特別減免として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に減免することができる。

(1) 入居者又は同居者(以下「入居者等」という。)の収入が著しく低額で、次に掲げる場合に該当する場合  
家賃の収入区分に基づき、入居者等の変動後の収入に応じた額

ア 入居者等が退職し、失業し、若しくは転職し、又は入居者等に係る雇用の形態若しくは賃金の体系が変更されたことにより収入が減少したとき。

イ 入居者等のうち所得のある者が死亡し、又は転出したとき。

ウ 出生、婚姻等により扶養親族が増え、かつ、各種控除額が増加したとき。

(2) 入居者等が療養を要する疾病にかかった場合 収入月額から第5条の規定により減免の申請をした日のおおむね3月前から当該申請をした日までにおいて療養に要した自己負担額の月平均の額を減じた額について、家賃の収入区分に応じた額

(3) 入居者等が水害、火災その他これらに類する災害により、容易に復旧し難い災害を受けた場合 収入月額から当該災害により破損、亡失その他の被害を被った生活必需品の復旧に要した費用の月平均の額を減じた額について、家賃の収入区分に応じた額

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、前項各号に準じた額に減免することができる。

手続の流れ

各種減免承認申請



審査



承認・不承認